

16.12.02

28み総庶第733号

平成28年11月30日

「原発をなくそう！九州玄海訴訟」

原告団ちっごの会 代表 蔦川 正義 様

みやま市長 西 原



2016年11月17日付で御通知いただきました原子力災害対策に関する質問につきまして、下記のとおり回答します。

記

1 情報収集・伝達について

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、事故に関する情報を収集し、市民に対しその情報を伝達することは必要不可欠であると思えます。そこで、情報収集・伝達についてお教え下さい。

- ① みやま市では具体的にどのような情報を収集することになっていますか。そのなかに放射線の拡散予測に関する情報は含まれますか。

(回答)

原子力災害時には、唐津市のオフサイトセンターに設置される国の原子力災害現地対策本部において、玄海原子力発電所の状況や緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果等の情報が集約され、県の災害対策本部を経由して、本市等の関係機関に提供されることとなっています。

放射線の拡散予測については、原子力規制委員会の見解によると「原子力災害発生時に、予測に基づいて特定のブルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることとなる。さらに、避難行動中に、避難先や避難経路を状況の変化に応じて変えるということは不可能であり、避難自体を非常に困難なものにする。」としています。

また、これを踏まえた「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用について」(平成26年10月8日 原子力規制委員会)に基づいて、拡散予測の情報収集に関する規定は、国の原子力災害対策指針や県の地域防災計画(原子力災害対策編)から削除されています。

- ② 仮に放射線の拡散予測に関する情報を収集しない場合、みやま市独自に放射線の拡散予測を行う予定ですか。

(回答)

1-①のとおり、放射線の拡散予測は実施できません。

- ③ 市民に対しては具体的にどのような情報を広報しますか。そのなかにはモニタリングポストの情報や放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。

(回答)

本市では、市民の生命及び身体の安全の守るために、事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）、災害応急対策の実施状況、無用の被ばくを避けるための対処方法について、情報提供を行うこととしています。

本市では、空間放射線量率を測定するため、南筑後普及指導センターにサーベイメータが、配備されています。

また、1-①のとおり放射線の拡散予測は実施できないため、情報提供はできません。

- ④ 市民に対する広報の方法として具体的にどのような方法を想定していますか。聴覚障害者や視覚障害者に対してはどのような方法を想定していますか。

（回答）

市民に対する広報は、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、コミュニティFM、防災メールまもるくん等あらゆる手段を用いて、国や県と協力しながら情報提供することとなります。

2 みやま市外からの避難者の受入について

原子力発電所で事故が発生した場合、みやま市以外の住民がみやま市に避難してくることが考えられます。そこで、みやま市外からの避難者の受入についてお教え下さい。

- ① 避難者は最大で何人になると想定していますか。また、その人数はどのような根拠に基づいて計算していますか。

（回答）

原子力災害時の避難先については、福岡県原子力災害広域避難基本計画において、福岡都市圏の16市町が避難先とされており、本市は含まれていません。

地震などの複合災害により、あらかじめ定めている16市町の避難所が使用できない場合、上記県計画や「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、本市でも受入れを行うこととしています。

したがって、事前に避難者数を想定していません。

- ② 避難者のための水及び食料は、何人分を、何日分確保していますか。また、毛布等の寝具は何人分準備していますか。

（回答）

本市では、自然災害用として飲料水4,700リットル、クラッカー900食、毛布800枚を備蓄しています。

- ③ 避難者はどのような方法で避難してくることを想定していますか。特に、自家用車での避難は何台を想定していますか。避難に用いた自家用車の駐車スペースは何台分確保していますか。

（回答）

福岡県原子力災害広域避難基本計画では、自動車による避難が効果的であるとされている

ことから、その利用を認めているところです。

また、本市への避難車両台数は、2-①のとおり、事前に想定していません。

- ④ 避難者が放射性物質に汚染されているかのスクリーニング検査を実施することは予定していますか。予定している場合は、検査機器としては、何を、どこに、何台備えていますか。また、予測される最大の人数が避難してきた場合、スクリーニング検査にはどれほどの時間がかかると想定していますか。

(回答)

福岡県原子力災害広域避難基本計画では、原子力災害により避難する必要がある場合、福岡都市圏16市町の避難所に隣接する場所に医療救護所を設置し、県は県医師会等の協力を得て、避難退域時検査を実施することとなっています。

また、上記のとおり避難退域時検査は、県が主体となって実施することから、本市としては、所要時間を想定していません。

- ⑤ 避難者の中に、入院加療中の方等、医療施設への受入が必要な方について、受入れ可能な医療施設は、準備していますか。準備している場合、その概要をお教え下さい。また、想定していない場合は、どう対応することになるのですか。

(回答)

2-①のとおり、受け入れた避難者の中に、入院等の治療が必要な避難者がいた場合、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）では、久留米大学病院が本市近辺の医療機関として想定されています。

3 みやま市民の避難等について

放射性物質の拡散状況によっては、みやま市民が避難等しなければならない事態も考えられます。そこで、みやま市民が避難等する場合についてお教え下さい。

- ① 国やみやま市が、みやま市民に避難の指示等をする場合、具体的な避難先、避難に用いる交通手段、避難経路等はどのように想定されていますか。それらの方の避難手段として、何を、何人分確保していますか。

(回答)

国の原子力災害対策指針や福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等において、防災対策を重点的に充実すべき地域は、原子力発電所からの距離が概ね5kmの範囲である「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、概ね30kmの範囲である「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」とされています。

本市については、玄海原子力発電所からの距離は約70kmであることから、上記の地域に含まれておりません。

なお、国の原子力災害対策指針や福岡県原子力災害広域避難基本計画では、本市を含む上記地域外の自治体における防護措置について、UPZ内と同様、事態の進展等に応じて屋内退避を行うこととなっています。

また、仮に避難が必要となった場合は、上記国の指針等に基づき、国の現地対策本部等の

指示に従うこととなります。

- ② 国やみやま市の指示がない場合に、みやま市民が避難行動をとることは想定していますか。その場合、市民の間に混乱が発生することが予想されますが、具体的にどのような対応を行いますか。

(回答)

先ほども申し上げたとおり、本市は、市民の生命及び身体の安全を守るための情報について、国や県と協力しながら市民に提供することとしています。

また、本市における防護措置については、3-①のとおりです。

- ③ 先の熊本地震ではたくさんの倒壊家屋やそのおそれのある建物が発生しました。そのような事態を受け、本年10月20日付西日本新聞では、地震などと原発事故が重なる複合災害の場合、屋内退避の安全性に疑問が残る旨の記事が取り上げられています。みやま市では、地震による家屋倒壊などで屋内退避ができなくなる場合を想定していますか。屋内退避ができない場合、どのような手段で市民の安全を確保しますか。

(回答)

原子力災害時の防護措置については、国の判断・指示により実施しますが、「原子力災害対策充実に向けた考え方」(平成28年3月11日 原子力関係閣僚会議決定)では、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、自治体独自の判断で避難指示を行うことは可能であると明記していることから、このよう場合は、県や本市の判断により、避難指示を出すこととなります。

4 飲料水、飲食物の摂取制限等について

飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をとる場合、市民等への応急給水等の措置が必要となると思います。そこで、そのような場合における応急給水等の措置についてお教え下さい。

- ① 応急給水等の措置として具体的にどのような計画を策定していますか。例えば、給水車は何台確保しており、どこで給水を行いますか。当該措置のための食料は何食分確保しており、どこで配給を行いますか。

(回答)

みやま市水道事故対策実施マニュアルに基づき応急給水を行うこととなり、給水タンク2台及び備蓄等のペットボトル飲料水により、指定給水箇所での給水することになります。

- ② 屋内退避措置が継続している場合、応急給水等の措置をどのような方法で行いますか。

(回答)

備蓄物資や民間との応援協定、国の一時集結拠点の物資等を活用し、国が主体となって対応することとなっています。

- ③ 水道水の摂取制限措置が長期間継続する場合、応急給水等の措置をどのような方法で、どの程度の量を確保しますか。

(回答)

4-②のとおりです。

5 医療機関の防災計画について

みやま市にある医療機関において避難が必要となった場合、各医療機関の避難先や避難経路・手段は具体的にどのように計画していますか。

(回答)

「災害時における医療体制の充実強化」(医政発0321第2号平成24年3月21日)において、医療機関は、病院災害対策マニュアルを作成することが求められており、人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等を抱える医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておくことが望ましいとされています。

したがって、原子力災害時についても同様に、医療機関が作成したマニュアルに基づいた対応をとることになると考えます。

6 防災訓練について

原子力災害が発生した場合に備えて防災訓練を行う予定はありますか。行うとしたら、いつ、誰を対象に、どのような内容で行いますか。

(回答)

原子力防災訓練は、国の原子力災害対策指針や福岡県地域防災計画(原子力災害対策編)等により、防災対策を重点的に充実すべき地域が取り組むこととされていることから、県や糸島市が実施するものと考えます。

したがって、本市主催の原子力防災訓練は、想定していません。

7 原子力災害対策に必要な費用について

① 原子力発電所事故が発生した場合に、原子力災害対策を実行するためにどの程度の費用が必要であると見積もっていますか。

(回答)

本市では見積もっていません。

② ①に必要な費用は誰が負担するのですか。

(回答)

原子力発電は、政府のエネルギー基本計画に基づいて進められていることから、原子力発電所に起因する災害対策等に要する費用については、国が負担するものと考えています。

(以上)